



《平成 24年 9月 18日に下関市・長門市で決定いたしました》
くじらシンボルマークデザインマニュアル



●くじらシンボルマークの利用について



- ①くじらシンボルマークに関する著作権は下関市に帰属します。
シンボルマークを利用する際は、下関市または長門市が定める利用規定に基づき申請を行い、必ず事前に市の許可を得てください。
- ②くじらシンボルマークの使用は、このデザインマニュアルに従って正しく使用してください。
マークを変形したり、若しくは他の図形と重ねて使用することなどはできません。
(4頁禁止例参照)
- ③くじらシンボルマークの表示色は、このデザインマニュアルで示した指示色とします。
- ④くじらシンボルマークは、下関市の登録商標です。使用の際は、®マークもしくは「くじらシンボルマークは下関市の登録商標です」を記載してください。

●別記1
「SHIMONOSEKI」「NAGATO」



●別記3
「NAGATO」のみ(長門市へ利用申請)



●別記2
「SHIMONOSEKI」のみ(下関市へ利用申請)



●別記4
くじらのみ



●特色・カラー指定色



黒 / DIC 582 (BK100%)



赤 / DIC 156 (C15% / M100% / Y100% / BK0%)

※カラーチップに準じて色合わせ(数値の変更)をしてください。

●別記1-2
「SHIMONOSEKI」「NAGATO」



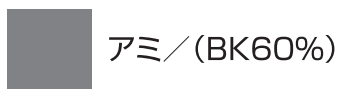
●別記3-2
「NAGATO」のみ(長門市へ利用申請)



●別記2-2
「SHIMONOSEKI」のみ(下関市へ利用申請)



●単色(BK100%)使用



●くじらシンボルマーク使用禁止例



変形してはいけません



色を変えてはいけません



上に他の絵柄を重ねてはいけません



デザインを改造してはいけません



名前を変更してはいけません



書体を変えてはいけません

●くじらシンボルマーク展開例

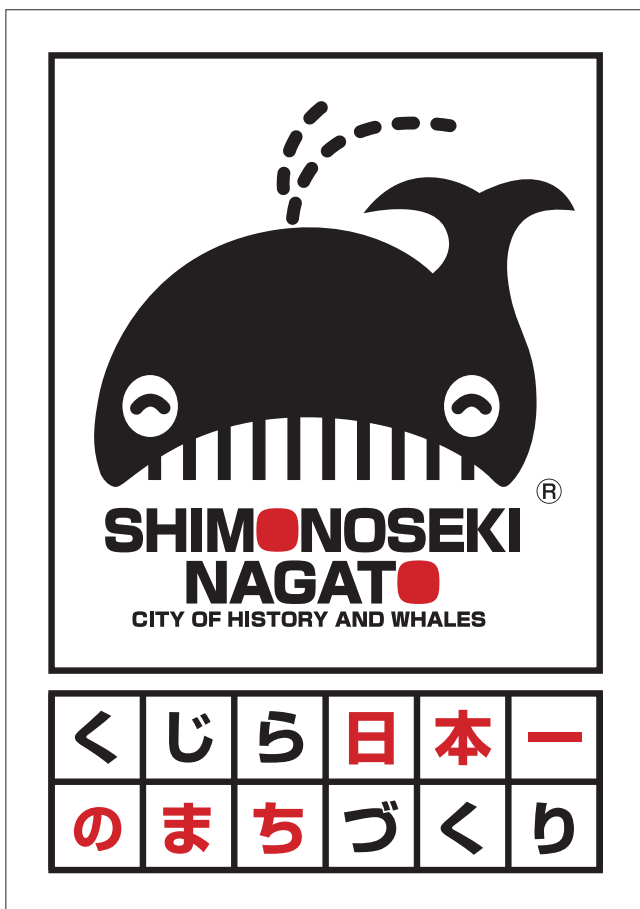
◎ステッカー



◎カンバッジ



◎デザインパネル



◎その他

